

広島経済大学 研究論集
第30巻第1・2号 2007年10月

一九世紀における安芸国太田川舟運をめぐる一争論について

——舟運からみる地域社会の諸相——

濱 田 敏 彦

はじめに

安芸国における河川交通に関しては、芸北山間地域と広島城下町を結ぶ太田川水運を中心にくつかの先行研究がある。太田川水運の先駆的研究を進められた土井作治氏は、芸北山間地域において生産された諸商品が、隔地間流通の拠点としての市町を経由して流通するメカニズムについて、単なる交通史ではなく商品流通史という視点で分析された。そして、領主的流通に対応して水運の輸送手段が進められた開発期、藩統制下で領主的流通機構の中に位置づけられた整備・発展期、さらに商品流通の盛行に伴って既存の運行体系へ対抗した新たな勢力が台頭してきた幕末期という三つの時期に区分され、近世太田川水運を幕藩制的流通構

造の中において発展段階的に位置づけられた。^①このような先行研究にないつつ、太田川奥筋（戸河内村・下殿河内村など）を対象地域に、近世中後期における太田川舟運の歴史段階的な実態・変遷のアウトラインを検討しながら改めて総括した拙稿もある。^②その中では、近世後期芸北地域における河川交通・輸送のあり方を分析する際に必要と考えられる新たな視点にふれ、先行研究が太田川舟運を流通構造の変化という視点から分析しているのに対して、いくつかの問題提起を試みた。その一つとして、一八世紀後半以降、藩によって国産奨励策や商業政策が展開される中で、太田川の舟運を「切り口」にした場合に、どのような地域社会のあり方が浮かび上がり、その地域社会における豪農層・民衆はいかなる行動をみせるのか、それら諸点を具体

的な史料にそつて再検討・再構築することの重要性を指摘した。

本稿では、文化十三（一八一六）年に始まった太田川船持による浜荷をめぐる争論である「田之尻浜積荷差纏れ一件」を題材に、その展開過程を史料に即して詳細に検討し、上記のような視点から地域社会を切り取っていくことを課題とするものである。それは、近世社会における地域社会のあり方を考える重要な一事例になると考える。

一、太田川舟運における「田ノ尻浜積荷差纏れ一件」について

（1）芸北地域、太田川上流の水運

元禄四（一六九一）年には、太田川水系全域を対象に船改めが実施され³、太田川上流の山県郡七カ村に関して、次のような内容が取り決められている。まず、太田川舟運草創期である寛文年間の船数よりも、坪野村が二艘、加計・下殿河内・中筒賀の各村が一艘ずつ増船を認められ、「今度船之改申付七ヶ村組分四拾式艘之船株ニ相極候間、向後増欠之義申出間敷事」というように、合計四二艘の「船株」を固定化して株仲間化することが図られた。次に、「此床銀七百三拾目 壹艘ニ付先年々五匁式分五厘ツ、差上候へ共、七匁七分五厘増拾五匁ツ、定メ」とあるように、艀船運航

に対する營業税である「床銀」（船床銀）が増徴され、これも固定化されている。さらに、積荷に関しては、やはり「山県郡所々々木地・鞘木・粉・紙・鉄・割木・其外荒荷之分加計村田ノ尻并所々ニ而船積広島下事」とあり、積荷の規制も行われている。とくに、他国から出る荷物に対して、あるいは「米者船積無之事」とあるように為替米との関係で米の輸送などが禁じられている。そして、「七ヶ村船組庄屋与頭船持」たちが各地に散在してその支配が明確でないことから、船年寄役の坪野村庄屋三郎兵衛が船差役の田ノ尻平右衛門とともに、船の積荷などの吟味を行うように命じられている。この船改めの前後には、藩による紙・繰綿・木材・板・木炭など所産物の専売制が強化されており、それとの関連でこの元禄船改めには、輸送網に対する統制を強めようとする藩の意図が込められていた。

この船改めによって株を公認された四二艘の船持たちの多くは、太田川上流域農村の村役人・有力農民であり、彼らは仲間を形成して定期・臨時の船寄總會を開催し、取り決め違反や諸紛争仲介、新規参入勢力への對抗策などについて協議することとなった。さらに、船積み運航に際しては、坪野・根夫谷・吉ヶ瀬・向三つ石・附地・田ノ尻・砂ヶ瀬・津浪などの各浜所で荷積みをする二四艘を下組、辻ノ河原・遅越・香草・加計・山崎などの各浜所で荷積みをする

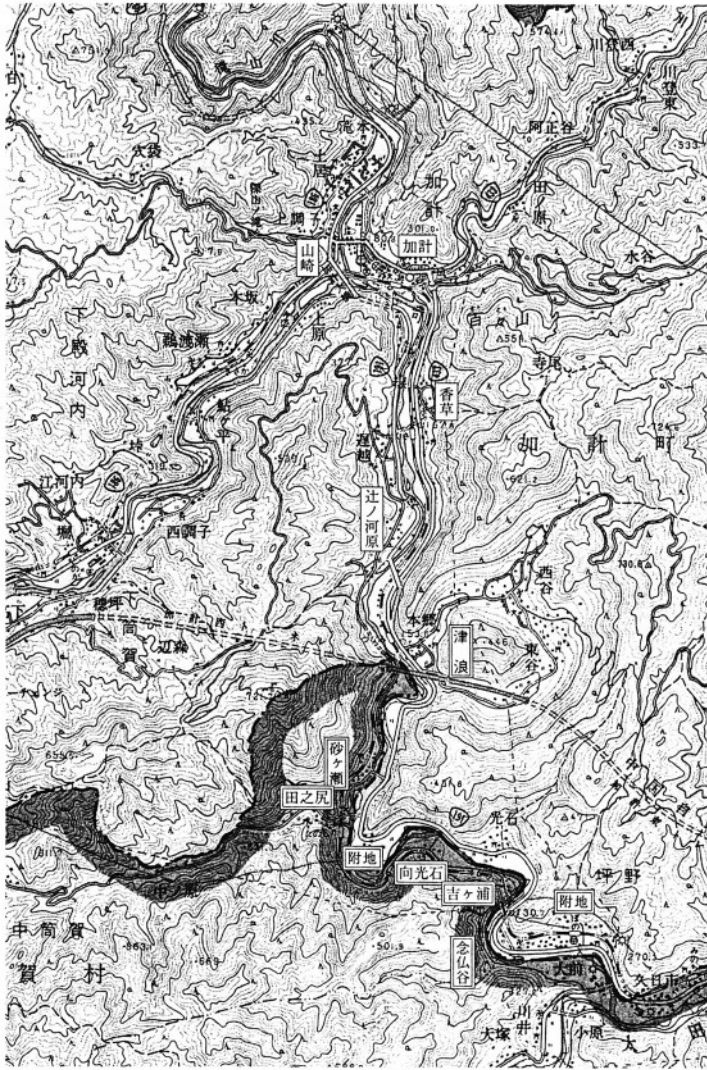


図1 太田組株船の地域地図

注1) □は上組、回は下組である。

注2) 『加計町史』通史編、218頁、図IV-2より引用。

する一八艘を上組とし、それぞれ船持集会を開催して、諸運賃、荷積み方法、船頭らの給銀・飯米、掘り浚えのような航路の維持・修繕諸費用分担などについて話し合いをもつて決めていった(図1参照)。

広島藩は、当初から川船を御船手方の所属として船奉行

の支配下においたが、その後は把握の便宜や藩財政事情から御郡方支配に移すなど所管換えを行った。その上で現地では、船年寄役・船差役などが舟運を管轄し、帳外れの船や焼印のない船を摘発するなど厳しい船改めを行い、稼高に依じて各船から船床銀を徴収していった。

(2) 「差縫れ」の発端と「船寄申定」

文化十三(一八一六)年霜月、船差祐吉(坪野村庄屋)に對して、太田川船持衆十一名から願書が提出された。⁵⁾内容は、従来からの船株仲間の規約が「流合い」になっていることを訴えるもので、とくに、「兎角浜所不弁理之者ハ荷物等不自由ニ而自分廻し之業難相成ニ付而ハ、近年田ノ尻杯に預廻し等仕候方角多数」として、船持主たちが荷積み出しの利便性を有する田之尻へ「預ケ船」を行う不正が横行していることを指摘した。その上で、元来、加計、山崎(上組)、田ノ尻(下組)の「三ヶ所之浜所ニ船数多有之候而ハ外船持も荷物不廻り候」というように、荷積み出しに利便性をもつ三ヶ所の浜所が優位で、それ以外の地には積荷が廻らない状況になっており、それはあたかも「水上ミ之田地水不自由之節ニ而茂格別日損不仕道理」と同じであり、「手近又ハ内縁を以勝手荷積等茂有之」の状況を指摘するなど、田之尻の浜所とその地域的な結びつきの優位性を想起させる記述が続いている。

訴えをおこした船持彦三郎らは、荷積み出しに利便性をもつ田之尻への「預ケ船」が集中して行われている状態を正すために、「此已後何方へ者格別田之尻へ預ケ船決而不仕候様舟持一統へ御申談」ずることを強く希望している。一方、「其上三ヶ所之荷物舟積甲乙無之様支配人中より時々御

見計ひ相成候様、是又宜示談」の上、「以来預ケ舟仕候節ハ預ケ舟預り主双方より御手元へ書付差出し御聞届之上船遣仕、内證ニ而得勝手之預ケ廻し曾而不仕候様」に計らい、「預り人無之舟」は「仲間内へ預り申度」と願ひ出ている。

太田川舟運の船仕法の規定では、浜所の荷物は木炭・板類などの御用荷の場合、番札をもって順番に荷積みすることになっており、船株仲間や船を利用する荷主がこれに従うよう「規制」していた。しかし、実際には荷主は浜所に「手近」な船を中心に利用している実態があり、田之尻浜における事態は、他の二ヶ所の浜所について起こりうることであった。そのため同様の事態発生を防ぐために預り船については、船主と預り主双方とも「船差」などの請け人・証人が必要とする措置を求めている。そして、田之尻の荷積みのある方や預り船に対する規制を願ひ出た船株持の面々を地域的にみると、すべてが田之尻の周縁部にある坪野・吉ヶ瀬・光石・砂ヶ瀬の船株、いわゆる「川下船持衆」で、しかも砂ヶ瀬の一人を除き、多くが田之尻より川下に属する地域の船持であった。事態は、まず局地的・地域限定的に起こった。そして、付け紙に「右連名ノ外船持中ニ茂御同意ニ候哉否之儀書付を以当月中二手元へ御申出被成候様ニ相成度、此状所々無滞早々御廻し木坂より御戻し可被成候」とあるように、事態は「田之尻、向三つ石、附ケ

瀬、ごみヶ瀬、つなみ、辻ノ河原、見越、かくき、かけ、山崎、上原、木坂」など川上船持衆までも巻き込む形となり、広域的に合意形成が図られることとなった。

この川下船衆の願書を受けて、川上船衆も船年寄林兵衛・船差祐吉ら役人に対して、規則の遵守を申し入れている⁶。そこには、川下衆の指摘するような「得勝手向キ之儀」を川上衆でも共通の問題と捉えつつ、「去天明八年申年ニも申定メ書等出来候得共、兎角其儀を相背流合ニ相移候義故、又此度も集会仕、譬いヶ躰申定メ連判等仕候而も、此後又々前文之通り、無間も流合ニ相成可申段者目前之様ニ愚行仕候」と現状を冷静に分析している。それ故に、「御見取紙」の場合は、次々と荷積みせねば「御用」に差し支るのでこれを例外としつつ、それ以外の荷積については「船遣方不同ニ相成不申候様舟数毎度改メ被遣」と取締りの必要性を述べている。そして、「舟床銀御用炭御用次ニ川掘さらへ入用銀等此儀は、譬ハ少々遣し申候舟も、又ハ不都合過分遣し申候舟も一銭之多少無御座候故、得遣し不申船者誠ニ重々迷惑仕候」と、「諸負担の均等」という観点からも規制の強化を主張している。

そして、文化十四（一八一七）年正月には、川下船持衆が調えた申定書が、川上船持衆に対して回覧された上で、三三名の印形を受けてまとめられている⁷。まず、申定書の

冒頭では、「近年船遣ひ不同有之候ニ付、是迄度々集会之上諸事申合定書等も相調候得共、兎角得勝手相募り、勿論濱所ニ有之候船者、軽荷賃金宜物撰積等仕」り、近年では「預り船いたし船数余分遣ひ得勝手筋有之候故、外船持迷惑筋も出来いたし」している現状を確認している。その上で、「荷物出方宜敷浜所ニ船数有之候而者、外船持江荷物融通不仕」ため、「当年々三ヶ所之浜所へ預け船隻艘も不仕」ようにと浜所における「預け船」を原則禁止している。

以下、今後「預り船」は前年暮れまでに船役人へ届け出て、「預り船」を行う者へは船法を申し聞かせること、認められた以上の「過船」を運航させたり、決められた通航範囲を越えて運航させたりしないこと、「御炭急御用」の際に他の荷物を一緒に積んで運送しないこと、坪野村より川下へ漕ぎだす船が「抜荷」をしたら差し留めすること、御法度の荷物は扱わないよう船頭に申しつけること、諸荷物船賃は先年の規定通りにすること、割木買積みや仕入れ荷物へ「せり合」や「懸け合」などの船賃要求をしないこと、などを約定している。

最終的にこの「船寄申定」には、発端となった願書を提出した川下船持衆一人以外に、新たに川下船持衆の一人（内、船持の親族と考えられる者が二名）が、さらに川上船持衆の一人の、あわせて三三人が連印している。太

田川水運の船持は一人で一艘を所有する形態がもつとも一般的であったが、実際にはすでに元禄期には二艘を、宝暦期には三艘を一人で所有するものが存在する一方、元禄期には「寄合持」として二人の船持で一艘を所有する形態も存在した。⁸⁾そして、藩による元禄四年の川船吟味によって固定化されたように見えた「船株」として船数が、近世後期にはかなり流動化しており、破損しない内に代わりの船を新造し、船株一艘に対して古船と新造船の二艘で運行するような不正も横行していたことが指摘されている。⁹⁾これらを勘案すると、この三三名の連印は船株仲間の主要メンバーによるものではあったが、実態としてここに顕在化しない多くの船持が存在していたことが推測され、そのことは船寄申定の実効性に対する疑念を生じさせる。また、田ノ尻での事態を批判する船持衆は一律同様の立場であったわけではなく、地域的・段階的な合意形成が行われていたことも想定される。

二、「田ノ尻積荷差縫れ一件」にみる地域社会の

論理

(1) 「船寄申定」に対する田之尻浜所の対応

田之尻の荷積みのあり方や預り船に対する批判を受けて船持衆と対立したのは、田之尻の御荷物支配人で庄屋格の

来次であった。この来次と、船差で坪野村祐吉、さらには船年寄で坪野村林兵衛という、いずれも地域豪農層の間で文化十四年「船寄申定」に関する書簡の往来が繰り返された。まず、「船寄申定」が制定された同年同月には、来次から船持衆に対して書簡が出されている。そこには、「御荷物差留メ置候而忽御用差間へ候間、兎角御荷物ハ何レ之船ニ而も手元へ参次第先より先より相渡し申候」、「別而急御用御荷物ハ下し方之儀被仰出候得ハ、其砌ハ祐吉殿より舟方江御差凶御座候間、其節ハ船不残手元江参候故、御差凶之荷物ニ而ハ甲乙無之様相成候得共、無左時分御用御荷物ハ船参り次第、此元勝手次第相渡し申候間、左様御承知可被成候」とあり、「船寄申定」に示された「平等」な荷積みを図るといふ規定に対して、その困難さやこれまで通り荷積みは田之尻浜所に先着する船を優先することなどの主張が記されている。¹⁰⁾

また、同年三月六日に田之尻来次が祐吉に宛てた書状にも、「当御場所ハ御荷物多分出来仕事故、御用御荷物之儀ハ先ツ私方ニ而船方へ大概し合甲乙無之様之計ひ難致し御座候」と、田之尻浜所の物資流通量の多さを根拠に「平等」な荷積みの難しさを述べ、それを実現するためには、「貴所様方より船方江廻り廻り御荷物差間不申候様舟方江御差凶可被下候奉頼候」と、船差・船年寄から船持へ指示をする

よう依頼している。^①

これに対して、同月船差祐吉からの来次に宛てた書状には、来次の主張に一定の理解を示しつつも、「往古より毎々舟寄申値茂有之、兎角片落得勝手之船遣ひ不仕、大概し合候様ニとの儀ハ往古より之定例ニ御座候得者、其意を以三方所支配中御用荷物積下方ハ甲乙無之様見計ひ、大概し合候様ニと申文意ハ、御祖父十兵衛殿御時代ニ茂度々廻達、勿論船持之申値書ニ茂御座候」と、これまでの「船寄申定」にも今回の争点である「平等」な荷積みが規定されていたことを確認し、それを遵守すべきことを指摘している。また、「然ルニ度々私手元より三方所出御荷物積下し方差図も難相成、尚浜所有荷物之儀も不被押計」とあるように、船年寄・船差などが三方所の浜所を直接指導することはできず、浜所が扱う物資の量も把握し切れていないことを挙げており、浜所荷積みに関しては浜所荷物支配人の来次らの適切な差配が不可欠であることを述べている。さらに、「重荷ニ而船ちん等不合之品」と「軽キもの」を「積合せ御深切之御懸引を以御取計ひ」をせず、先着順の船荷積みをすれば、それは「たとへ者近キ火にて手をあふれや申事御座候へハ、遠方ニ居申候船ハ毎度遅候へハ不廻り」となってしまうので、「今少し御心寄御取計大概順同ニ船遣」を求め、それによってもし御用荷物の差し仕えが起これば「いか様共御相

談取計可申候」と記している。その上で、祐吉は互いに「御心配等相増候」時節ではあるが、「諸人之為ニ相成候儀ハいたし遣度」、「勿論下方居合能候へハ上下之為ニ御座候間被行候だけ心配いたし遣度」とその立場と心情を訴えている。^②

芸北地域を中心とした太田川の水運の物資輸送における浜所の果たす役割は大きく、加計、山崎(上組)、田ノ尻(下組)三方所には御用荷を中心として物資が集中し、舟運の面からみると、浜所とその近隣地域を中心とした地域社会が形成されていた。その際、荷積みに関する差配は、来次のような浜所荷物支配人で豪農たる人物にイニシアチブがあった。そのような立場にある来次は、「御荷物」を「差間」させることはできないという論理で「船寄申定」の遵守を約束できかねることを堂々と主張している。一方、浜所から遠方の地域で舟運に関わる人々は、荷積みの面で不利益を被っているという認識があるため、船持衆を中心に田之尻のような浜所における「得勝手ケ間敷」ことを批判している。しかし、その代表たる船差であり豪農・村役人の祐吉は、浜所における実質的な指導・規制ができないことを自ら認めつつ、「船寄申定」にある船荷積みの「平等」を主張し、その根拠・正当性として「下方」の生活維持のみならず「上下」を通じた地域の「諸人」の成り立ちをあげ、来次に対して、相互にその立場から出来る限り地域秩序の

維持や地域の成り立ちへ配慮するという視点を強調している。

これを受けて、同年三月には山県郡役所から「流合得勝手筋無之順同ニ舟遣ひ致候様夫々手堅く可申聞候、勿論御用荷物積下し等之義者ニカ所支配之者共ヨリ時々見計ひを以て舟積任せ、万端甲乙無之様損益等迄茂概し合候様舟談仕可申候」との達しが出され、祐吉はこれを坪野から木坂までの船持衆と三方所荷積支配人に回覧している。¹⁵⁾

(2) 「田ノ尻浜荷積差縫れ」の再開

翌文化十五(一八一八)年正月には、船差祐吉と船年寄林兵衛に対して、田之尻の来次から津浪村周右衛門の船株一艘分を購入して名義を切り替える旨の申請が提出された。その中で来次は、「当所之義ハ御用荷物并売荷等迄浜出し仕、諸荷物船積ミ第一之浜所柄ニ御座候得ハ、当所へ船数相増候而ハ外船江御荷物融通之差障リニ茂可相成哉之趣毎々相聞」¹⁶⁾ いているが、その件については「別而心を用ひ私船たり共宜キ荷物計り撰積等ハ曾而不仕、都而荷積之義依怙眞甲乙無之様」¹⁷⁾ にしており、他船よりも余分に船を増やし遣って出荷するなどの勝手な行為は行わない旨を述べ、結果として船差祐吉・船年寄林兵衛から名義切り替えの了解を得ている。これらを通じて、争論はいったん終息

に向かったように見える。

ところが、同年二月十三日には、坪野村船差祐吉から荷物支配人来次に対して、その行動を問い質す書簡が出される事態となった。¹⁸⁾ そこには、「然ハ此辺舟持中昨夕私方へ被罷出、田之尻出之木地・浜鍛・其外下駄・はま用之板等舟ちん宜敷品ものハ御手舟ニ而積下し相成、外舟へ御積セ不被成ニ付甚及迷惑、勿論全ク撰積得勝手筋ニ茂相当るのでそのまま放置はできず、また「当春者諸板挽出し茂御差留申義にて荷物茂不自由、船遣も段々不相成渡世無之趣被難出候間、此後繰出し申候右等之荷物者、廻りく外舟へ茂積下させ候様ニ御取計」¹⁹⁾ うように述べられている。

これに対して、二月十七日付けの来次返答書簡には、「然而当所出来木地・浜くわ・下駄等之品手船江積下し候ニ付、御地辺船持中より外船江茂廻り廻り積下し候様取計候趣被仰下一応承知仕候、乍併右等之荷物ハ以前より手船江積下し度義ニ付、てまへ之駄屋之やたれなどに積置候而ぬれ不申様ニ仕、ため置候而ハ手船江積下し候様ニ仕候、其上へ右荷物等ハ駄賃持等も手まへニ而昼食やど等いたし、殊ニ塩増等も此元ニ而世話いたし候様ニ而、殊之外手元ニ而入用もか、り世話いたし候義茂全く手船江積下し度ゆへニ御座候」とあり、さらに「右荷物入置場所ニもこまり候ゆへ、四五ヶ年前御場所之内へ私手普請等茂仕少々之小屋掛ケも

致候而、右荷物類入置たまり候へバ手船ニ而積下し」ていると、自己の立場に対する主張が述べられている。このように、木地・浜鋏・下駄など民間物資について来次は、物資がぬれないように保管施設を建てたり、運んで来る者に対する駄賃や昼食賄い・宿泊などに経費がかかっており、それも手船で積み下すための投資であると回答している。¹⁶⁾

また、一年三ヶ月前に差纏れの発端となった願書に連印した七人を含む一二人が、田之尻舟荷積みの件に関して、改めて船年寄林兵衛・船差祐吉へ願書をしたため提出している。¹⁷⁾ その願書の中に田之尻船荷積みの件について質すため、来次のもとに五人の船持ちが同道して面談に行った時のことが記されている。その際、来次は、先年「船持中集会申値」が定められ、「御代官書所」（山県郡郡役所）からの達しを受けて「此義ハ畏レ」承ったが、その後、藩御用物資を扱う「御山方」に委細を申し上げたところ、「其方ニおゐてハ荷物受払之役前ニ而御用差間ヘ無之様取計いたし候得者、舟方之儀ハ誰舟ヘ積セ彼舟ヘ積セと申義ニはおよひ不申」、「たとへ舟持衆約束ニ被參候而も船を見不申内ハ決而約束相成不申、勿論当所へ出申荷物ハ此方之勝手次第ニ取計」うべきであり、また「全く舟賃等概合候様時々見計可申杯と申義ハ、御山方御定法ニハ無之事」ではあるが、「此方之心得を以て内証ニ而少し之見計ハいたし遣候」など

の指示を得たと主張している。山方（藩）が番札制を顧慮せず、「御用差間」を論拠に田ノ尻を中心とした「手近」の川船に積み下しを命じているのであり、来次は山方という公権力を持ち出して、自らの行動の正当性を主張しようとした。これに対して船持衆は、「手立才覚を以て自分勝手能荷積仕候道理ニ相当」る行為を批判し、太田船は「勿論四拾式艘同様ニ積下し仕候義申迄も無御座事」であり、「手舟を始め手近之舟計宜舟積仕、私共方ハ少し駈離レ居申候得者、迎も舟積仕候事ハ相成不申」、「全く舟持共積荷不自由」となっている現状を訴える。そして、「兎哉角申義ニ御座候得者、下し方及延引ニ差間ヘ申義ハ決而無御座候得共、右ニ付御山方御不審も御座候ハ、御用御差間ヘ不仕趣ハ舟持共より御受書差上置申度奉存候」と荷積みの遅れに対する山方の不審があれば請書をもって保証する旨を述べ、「右木地・下駄・浜鋏・鞆木・鍛冶炭等、御用板類・羽摩用板、夫々廻り廻り順同ニ積下し仕候様」にと要望している。

二月十七日付の御荷物支配役来次の書状、また同月十八日の川下船持衆からの願書を受けて、同月二十六日には、船年寄の林兵衛・船差の祐吉から来次宛てに書簡が出された。¹⁸⁾ この書簡では、まず田之尻浜所の現状や来次の主張などを再度確認した上で、「都而右等之荷物ハ太田舟四拾式艘之荷物ニ候へハ、いつれ舟ニ限り積下スと申御条目ハ在御

座間敷、然ルニ昼所又ハ駄賃持迄深切之御世話を以塩噌等迄遣し、貴様方へ荷物差出させ手舟ニ而専積下し被成候御心得ニ而ハ、舟方御定目ニ相違いたし、左之廉々ハ当り申間敷哉、昼場塩噌之入用有之候ハ、其儀ハ舟方江御申談割合出し候而成共、荷物者甲乙無之様外舟へ茂積下セ、船法ニ叶候様仕度儀ニ存候」と述べている。田之尻とその近辺が有利な荷積みを行う状況に対して、積荷は太田筋四二艘の積荷であつて、特定の船（船持）に荷積みを限定するような条目は存在しないと述べる船差の祐吉の発言には、太田川舟運を一種の「運命共同体」ととらえ、荷積みが生み出される限られた「富」は出来る限り均等に分配すること、一方必要な「入用」もまた太田川筋船方で分担していくべきという観念がうかがえる。

さらに、「他村之船へ手立才覚を以奪ひ積申様成族、第一自素積来り候村切之境を隘余村へ入込、所之百姓等手筈を合忍ひ候而荷積仕義於有之者可為不届候」とあるように、荷積みに関する村を基本単位とする船持の活動範囲を越境する者の存在は問題であり、そのような者は「庄屋・組頭・船役人并船持」らが「吟味」して「依怙最眞甲乙」ないよう規制していること、来次らのごとく、「手元入用駄賃持之塩噌代」や「荷物置場」などの件を持ち出して荷積みに関する自己の利益を主張することは、「前文之才覚を以荷主と

手筈を合せ奪ひ積ニハ当り申間敷哉」と他の船持からの批判があること、これまで指摘してきたように来次らの行動は「船法之掟」かなわず、昨年正月に決めた「船寄申定」で「其筋解ケ合」つた筈であるのに「根元御心得振り不同意」なのは遺憾であること、船法の趣旨になつた代官所からの御触示しもあること、それら諸点を挙げてその姿勢を厳しく問い質している。

このような強硬な船役人の態度に、翌日（二月二十七日）の田之尻来次から林兵衛・祐吉に宛てた返書¹⁹には、「御山方之御趣意御座候事ゆへ恐多クハ奉存候得共、全く御荷物差間へ不申候得者、御上へ申分ケ」も出来ようから、船持衆の「御用荷物」を差し仕えがないよう荷積みする旨の受書を条件に、先着の船を優先するとして、田之尻浜所における荷積みのあり方を再検討する意志が表明されている。一方で、船持衆から批判されてきた「近キ火ニて手をあふれの道理」に関して、それは田之尻のみの実態ではなく、「御地辺之船茂又ハ手船を始め、此近方之船茂格別不同之儀ハ無御座や」と、地域優先の荷積みの一般的なあり方に言及して反論もしている。これを受けて文化十五年二月晦日には、船持集会の論議をへて、一三名の川下船持衆連印で船年寄林兵衛・船差祐吉宛の受書がまとめられている²⁰。

(3) 「田ノ尻浜荷積差縫れ」の新展開

文化十五年二月晦日の川下船持衆による受書提出でいったん和解が成立したかにもえた「田之尻荷積差縫れ」は、約六ヶ月後の同年八月になって、川下船持衆で受書にも連印した田之尻平右衛門から願書が提出されて新展開をみせる。²¹⁾

平右衛門の願書には、同年二月の川下船持衆らの受書提出に際して所用で不在で、名代で出席した息子が荷積定書に印形してきたが、「田ノ尻出商人荷其外一切荒荷等迄、田ノ尻出計り廻り積ニ御定メ被下殊外迷惑」していること、そのため田ノ尻佐助らとともに実情を訴え再考を要望するも、すでに「廻り積へ定メ書へ印形迄相済候事故」、今さら対応は難しいと要望を斥けられたことなどが記されている。さらに平右衛門は、「尤大田四拾式艘一統ニ不相成候ハてハ難相済故、つなミ村より川上ミも追々可相成候由被仰」だが、実際には「今以川上ミ廻り積ニも被相成候哉」と疑念を持っていること、また田ノ尻では荷積みに関して「廻り番船」の規制を受けているにもかかわらず、田ノ尻以外の「砂ヶ瀬・三つ石、吉ヶセ、坪野辺舟ハ其所々ニ出来荷物、其所舟ニ而積下し」ているのに「差間無御座候」状態であること、「田ノ尻計廻り番より外舟へハ御積せ不被下候而ハ、田ノ尻差出し申荷主之内ニハ小商人多ク」、はぜ荷を「式三

丸ほどづ、差出し直ニ下し売払、又々買出し申候様成ル小商人御座候上ハ荷壹艘たまる迄相待テ、廻り口之舟積下し候てハ延引ニ相成、殊外当所商人ハ不及申田ノ尻出し之小商人大イニ難儀」していることなどを主張し、「何レ茂一統」ではない地域の実情について再考を願ひ出ている。

これに対して、同八月十一日には川下船持衆八人から口上覚が林兵衛・祐吉に差し出され、平右衛門の主張に反論している。²²⁾

①川上船持衆も含めた同じ荷積みの対応を求めているが、あくまでも「砂ヶ瀬より坪野迄式拾三艘之舟持集会」における決定事項であり、川下船持衆ではこれまで順調に二月の受書通り船遣いを行ってきたこと。

②「田ノ尻御場所之儀」は、「砂ヶ瀬より坪野迄之船持受浜」であって、「御用荷物ハ不及申ニ其外荒荷等何々迄も何レ之人家へ出申候而も、右砂ヶ瀬より坪野迄之舟持荷物ニ相当」るので、今春あらためて番札遵守を定めたのであること。

③その際に川下船持衆は「田ノ尻ニ不限、玉・扱苧杯と丸舟之分ハ、砂ヶ瀬より坪野迄之内何レ之所より積下し候而も、番札先キへ廻し可申由ニ申定相成」っており、田ノ尻のみが番札制を強制されているわけではないこと。

④「小商人」にとつて、番札制で一艘分の荷物が整うまで待つことは大きな「難儀」であるという点も、番札制でも

「水宜ク節ハ」「六品積合ニ仕候得者、何荷ニよらず差向」ることになつていたので、積み下しに差し支へはないこと。干水で通船が少ない時にも、「式三丸之義ハ、たとへ川上ミ之舟ニ而も便舟有之候得者相頼候而も事済」はずであること。さらに重要産品である扱苧の場合には、「干水之節増舟賃かり切舟等之定」もあること。

⑤平右衛門が求める太田筋舟運の統一的な措置に関しては、「大田四拾式艘ハ組合之義」ではあるが、津浪より川上については商人荷が分散して出荷されており、隅屋鉄や御紙などの商品が多分にあるので、「御炭其外積下し方川下舟登り不申候而ハ及差間ニ」ため、「例年急御用之節ハ川下舟持加計山崎之御炭積下し」ているような事情があり、「川上之論ニ者および不申」こと。

⑥一方、田ノ尻の「御炭」については「川上舟へ御割符」をすることは決してなく、「平日荷物不自由」な状況であるため、「砂ヶ瀬より坪野迄之舟持共申値之上、廻り積ミ申定メ」ることになつたこと。

以上のような諸点について指摘した上で、平右衛門からの差出書の内容は、熟考されれば「自分得勝手ニも相当」たることが理解されるのではないかと批判している。とくに、元禄期以降、太田船四二艘と称された太田筋の船組仲間の荷積みにおいて、実は川上船持衆と川下船持衆の操業

範囲で商品流通量にかなりの格差が生まれれており、「田之尻差縛れ一件」の一因は、川下船持衆のエリアにおける流通物資不足にあることは明らかであろう。

(4) 田ノ尻船持にみる「地域的」主張

一方、文化十五年八月には、田ノ尻の来次と十兵衛からも船役人（林兵衛・祐吉）宛の差出書が提出されている。これまでの「田ノ尻差縛れ一件」の経緯を踏まえつつ、そこには興味深い主張が込められている。以下、冗長となることを恐れず全文を引用する。

覚

一、木地・下駄・浜所荷イ棒等之荷物、少々宛手元へ出候分以前より荷主ども頼ニ付、折々手船江積下し或ハ外船江も頼積下し候処、当春砂ヶ瀬より御地辺迄船持衆より右荷物船数へ廻り廻り積越被願出、夫レニ付御元より右等之荷物ハ、大田四拾式艘之荷物船法御条目之趣キ被仰下候ニ付、船法御条目ニ違ひ候儀取計ひ候而ハ不相濟事与奉存候ゆへ、定メ而右荷物類大田四拾式艘何レへ出候荷物も同様廻々積に御取計ひ可被下候与奉存候而、此元へ引受候、右荷物も廻々ニ積せ可申旨申上候、然レ処砂ヶ瀬より坪野迄船持中集会之上ニ而相定り候趣ハ、右荷物ハ不及申スニ、其節一向様子御申越シ不被下候荒荷商人荷迄、田之尻出ハ廻々積

候趣ニ御取計ひ、船持定メ書印形迄相調候書類此元へ御見
 せ被下拜見仕候処、先達而御申越し被下候趣ニ而ハ、右等之
 荷物廻々積ニ不相成候而ハ船法御条目ニ違ひ候様被仰下候
 ニ付、船法御条目之事なれば、右荷物類何レ出ニ而も四拾式
 艘平等ニ相成候事与奉存、前書通り廻々積に可致由申進候
 処、右船持中集会相定書類御見せ被下候趣キニ而ハ、田ノ尻
 出荷物計り坪野・三つ石・ねふ谷・吉ヶ瀬・向光石・砂ヶ
 瀬・田ノ尻・付地ノ八ヶ所之船ニ而廻々積ニ相定り殊之外迷
 惑仕候、右荷物何レへ出候而も四拾式艘不残平等ニ相成候
 義ニ御座候得者、兎口申上分無御座候、夫レニ付其砌番所新
 三郎并ニ佐助右之儀御歎キニ遣し候処、全ク大田四拾式艘
 不残右之趣キニ早速可相成由被仰下候ニ付、其後早速津浪
 村より川上木坂迄何レへ出候分も、右等之荷物四拾式艘
 廻々積相成候事与存居申候処、今以田ノ尻出計り廻々積ニ
 而甚タ氣之毒仕候、得斗御考味可被下候、砂ヶ瀬・向光石・
 吉ヶ瀬・ねふ谷・三つ石・坪野辺ニ而、右荒荷并ニ商人荷
 有合せ候而も是等ハ其所船ニ而積下し、諸荷物共田ノ尻出
 候分計り廻々積ニ而もこまり入申候処ニ、田ノ尻百姓作り
 扱そ・茶・たはこ、或ハいろ々荒荷於田ノ尻商人ニ而も、右
 荷物田ノ尻船ハ廻り口ニ無御座候得者御積せ不被下、廻り
 番之船へ御積せ被下候而ハ田ノ尻船ハ別而迷惑仕候、何角
 差聞申候間、田ノ尻より外砂ヶ瀬より坪野辺迄右荷物、其

所々出来之荷物、廻り番之船へ触不申其所々之船ニ而積下
 し、田ノ尻出并ニ田ノ尻作り田ノ尻商人荷物ハ田ノ尻船江
 ハ積不申、是ハ廻り番船積候而ハ船持中得勝手ニハ有御座
 間敷哉奉恐察候、是も大田筋一統之事に而候へハ前書之通
 り申上分無御座候、小商人中少々宛荷物差出し候事ゆへ、
 当春迄ハ急キ頼候荷物ハ田ノ尻五丸と申様ニはせ荷仕積下
 候得共、此度廻り積ニ相成候へハ、荒荷・商人荷とも壹艘
 たまる迄ハ積下しも不相成候而ハ、当所百姓・同商人ハ不及
 申スニ当所へ出候外商人中も殊之外難儀仕候而、余り何角
 差聞筋多ク御座候ニ付、無摺書付を以御歎キ申上候、宜敷
 御取計ひ可被下候、以上

寅八月

船持田ノ尻 来次

同 十兵衛

船年寄 林兵衛 殿
 船年寄 祐吉 殿

この史料で来次らが掲げる主な疑問点は、①文化十五年
 二月の集会になつて新たに荒荷・商人荷までが番札制の対
 象となつた点、②大田筋川下船持衆のうち田ノ尻以外の地
 域における商品は田ノ尻のような番札制の対象となつてい
 ない点、③大田筋川上船持衆を含めた太田船四二艘全体に
 関わる地域も田ノ尻のような番札制の対象となつて居ない
 点である。太田筋四二艘やそれに関わる「下方」全体の「平

等」を主張しながら、定められた船法御条目は「不平等」になっていく矛盾を主張し、田之尻のみが番船制・番札制を遵守することは、田ノ尻周辺で農業・商品生産を行う田之尻百姓やそれらを販売する田ノ尻商人、さらには田ノ尻に集まる商人らに不都合をあたえることになる」と反論している。

これら諸点からは、文化・文政期における商品生産の発展や流通量の拡大の中で、その商品化の担い手として従来の舟運のあり方に拘束されずそれを突き破ろうとする、新たな主張の一面がみてとれる。それはまた、太田川とその舟運に関わる人々を包摂する地域秩序とその維持のあり方に潜む「虚構性」・「虚偽性」や「矛盾」の指摘と、それらに対する異議の申し立てでもあった。来次らの行動は、太田川の船持株仲間を中心に形成されてきた「往古」からの「地域社会」の視点からみれば、坪野村の船年寄林兵衛と船差祐吉らが「何分役筋之者ハ第一者下夕之居合之考專要之儀候へハ、少しハ銘々之手業相増候連も手ニ叶候程之儀者取計遣し申度」と指摘したように²⁴、地域社会全体への配慮が不足し、その秩序を乱す「得勝手」な行為であった。しかし、一方で、田ノ尻という限定的な「地域社会」とそこに生きる民衆＝百姓・商人らからすれば、荷物支配役かつ船持である来次の行動は、その「成り立ち」を担保する

ための行為として一定の「正当性」をもっていたはずであり、それは他の船持仲間や船役人に対して自らの主張を憚ることなく繰り返す姿勢にもあらわれているように思われる。

さらに、同年同月、坪野村の船年寄林兵衛と船差祐吉が山県郡役所に対して提出した伺い書付で指摘したように²⁵、「船方荷積之儀ニ付候而ハ、先年より銘々之得勝手ケ間敷事而已申出候得共、是迄ハ色々申諭シ不奉備御苦勞筋候得共、此度之儀者田之尻舟持与此辺船持共両派ニ相成」、「一方居合候へハ一方より歎出約り之木口ニ至」らず、「舟運」・「荷積み」という視点から局地的な地域社会がいくつも形成され、共生ではなく対立・争論を生んでいたのである。この地域では、のち弘化二（一八四五）年、生産者農民が、扱芋の藩専売制をめぐる藩・問屋と対立する、いわゆる扱芋騒動が起こり、その騒動が山県郡太田川流域八か村に広がったことを思うとき²⁶、その一方で「田ノ尻浜所」の局地的な争論が示すような局面は、地域社会形成の一つのあり方として大変興味深い。

おわりに

文化・文政期は、広島藩領における商品流通量が増大し、太田川舟運の物資輸送も大きく拡大する時期で、とりわけ

従来からの藩公用物資に対して商人・農民らによる民間物資の輸送量増大が著しかった。そのような状況の中で、船持株仲間はの特権を維持するために、船持仲間の各株船利益を平等化・平均化するために、度々集会を開いて通船回数の制限や物資積み込みの番札制をはじめとする仲間規約を確認・強化し、これを船持仲間はもちろん、問屋・村方荷主にまで強制していったことが指摘されている。²⁷⁾すでに「田ノ尻差縛れ一件」で詳細に見てきたように、その強制的「正当性」を担保するものは、太田川舟運に関わる地域を一つのまとまりとして捉え、平等化・平均化をはかることが船持株仲間はもちろん、「下方居合」を含む「諸人之為ニ相成」という理念であった。その理念からすると、田ノ尻の船持・荷主の動向は規制されてしかるべき「得勝手」なものであり、地域秩序を維持するために船持集会を開き、那役所を動かしながら統制が企図されたのである。藩側も、他地域の「成り立ち」を侵害するような動向に対しては、原則として、「船賃之割合宜もの撰置、銘々へ当り番之筋其荷物を積下シ候様之得勝手ハ曾而不成、いつれ共順同ニ船遣ひ争論ケ間敷仕間敷候事」と戒める立場をとっていた。²⁸⁾

しかし、文化・文政期、商品生産・商品流通が拡大して「富」が増殖していく中で、山方(藩)さえも「御用差間」を論拠に番札制を無視して田ノ尻を中心とした「手近」の

川船に積み下しを命じるようになり、田ノ尻荷積支配役・船持である来次が船持仲間の荷積みの規制を打ち破ろうとしていく際の一つの論拠となっていた。

そして、何より「田ノ尻」における争論が繰り返されていく中で顕在化してきたのは、船持仲間を中心に太田川とその舟運に関わる民衆を包摂する地域秩序に潜んでいた「虚構性」・「幻想性」や「矛盾」であり、実際には従来から存在したであろう舟運をめぐる地域的・経済的「格差」であった。そのことは、太田筋船持四二艘という一つの地域的なまとまり、あるいは川下船持衆という一つの地域的なまとまりではなく、より局地的・限定的な「地域」や「利益」を主張する動きや理念を生み出したものと考えられる。文化・文政期のこの争論に顕れた「矛盾」や新たな動向は、決して普遍化・拡大化したわけではないが、その後も船持株仲間は秩序維持の強化に迫られ、この争論の中で纏められた内容を含む通船仕法は安政年間になっても作成され、船法を侵害する動きを規制せざるをえない状況が存在した。²⁹⁾

太田川舟運の田ノ尻浜所とそれをめぐる争論に視点をあてて検証してきたが、荷積支配役、船持、荷主、上層農である来次(その背後に存在したであろう田ノ尻百姓・商人ら)が、三カ所の浜所の中でも最も荷積が多いとされる田ノ尻浜所から積下され生み出される「富」(荒荷・商人荷)

をめぐって「地域の成り立ち」を主張するあり方は、一九世紀前半、芸北地域における水運を通じた「地域社会」を考える一つの素材として改めて注目する必要がある⁽³⁰⁾。

注

- (1) 土井作治「近世太田川の川船―山県郡太田筋を中心として―」(『芸備地方史研究』二七、一九五九年)、「安芸国太田川における近世川船交通の発展段階」(『芸備地方史研究』五九、一九六五年)。「加計・戸河内地方の歴史と太田川水運」(『広島県文化財ニュース』九一号、一九八一年)。そのほか、太田川水運を交通史の視点から概観したもの、川名登「芸州太田川の水運と川船」(『近世日本の川船研究』上、第十八章、一〇〇三年)がある。
- (2) 「近世後期芸北地域における河川交通の実態―太田川水運の一事例から―」(『広島経済大学研究論集』第二五巻第三号、二〇〇二年)。
- (3) 旧『加計町史資料』上巻、四一―一。
- (4) 『加計町史』資料編Ⅰ、III―2―一八、六七、七七。
- (5) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「去子霜月近方船持中より願出書付写し」。
- (6) 『筒賀村史』資料編第一巻、二六四頁。
- (7) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「丑正月船持申値定書」。
- (8) 前掲土井作治「近世太田川の川船―山県郡太田筋を中心として―」(『芸備地方史研究』二七)。前掲川名登「芸州太田川の水運と川船」(『近世日本の川船研究』上、第十八章)。
- (9) 前掲(8)。
- (10) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「丑正月船持申値定書」(「付紙」)。
- (11) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「田之尻来次より来書贈答」。
- (12) 同(11)。
- (13) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「御紙面写し」。
- (14) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「寅正月津浪村周右衛門舟株田之尻来次方江買受、同人舟遣之儀受書」。
- (15) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「舟方積荷之儀ニ付田之尻来次へ駆合贈答」。
- (16) 同(15)。
- (17) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「寅二月船持より差出ス書付」。
- (18) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「舟方積荷之儀ニ付田之尻来次へ駆合贈答」。
- (19) 同(18)。
- (20) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「寅二月船持集會之上相談一決受書」。
- (21) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「寅八月田ノ尻平右衛門より差出ス書付」。
- (22) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「寅八月平右衛門より書付指出し申ニ付、船持中より尚又申出書付」。
- (23) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「寅八月田ノ尻来次より差出ス書付写し」。
- (24) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「寅八月船方積荷之儀ニ付御伺ひ書付」。
- (25) 同(24)。
- (26) 土井作治・畑中誠治「幕末芸州藩における経済的対抗の一

- 考察」(『社会科研究紀要』第一二号)。畑中誠治「太田騷動と扱学生産」(『史学研究』一一八号)。
- (27) 前掲土井作治「近世太田川の川船―山県郡太田筋を中心として―」(『芸備地方史研究』二七)、同「安芸国太田川における近世川船交通の発展段階」(『芸備地方史研究』五九)など。
- (28) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二四。「別紙之通已来船遣ひ申付候条此旨相心得船持共へ篤与可申聞者也」。
- (29) 『加計町史』資料編Ⅱ、一二五。「船方一件書類控」。
- (30) 藪田貫氏は、国訴・国触・国益を論じた中で、「地域」という点について、「『地域』は即目的に存在するわけではないので、歴史的形造物として『地域』が創出される過程が問題になる」と述べられている。また、「地域的(間)観点」という問題について、「近世の政治社会が、列島規模で領主制を単位とした地域的な分断社会であることからすれば、階級的・階層的観点よりも地域的観点のほうがより強いといつてよい」と指摘されている(「国訴・国触・国益―近世の民衆運動と地域・国家」、『社会と秩序』民衆運動史 近世から近代へ3、二〇〇〇年)。